

変更前（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
令和__年__月__日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
令和__年__月__日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

| 変 更 前 (変更点に <u>下線</u>) | 変 更 後 (変更点に <u>下線</u>) |
|--|---|
| <p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成28年10月18日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和元年12月11日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年4月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> | <p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成28年10月18日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和元年12月11日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年4月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p><u>令和 年 月 日変更</u></p> |

| 変更前（変更点に下線） | 変更後（変更点に下線） |
|--|--|
| <p>（発電設備等に関する契約申込みの受付）</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること</u>（ただし、保証金を要しない場合は除く。）を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2～4 （略）</p> | <p>（発電設備等に関する契約申込みの受付）</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u></p> <p>一 <u>系統連系希望者（再エネ海域利用法に定める促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者として公募により選定された者（以下「選定事業者」という。）を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合</u> <u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること</u>（保証金を要しない場合を除く。）。</p> <p>二 <u>選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合</u> <u>申込書類に必要事項が記載されていること、第88条の2に定める保証金が入金されていること</u>（保証金を要しない場合を除く。）<u>及び第11条第3項の規定により選定事業者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。</u></p> <p>2～4 （略）</p> |
| <p>（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い）</p> <p>第89条 （略）</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 接続検討の回答日から1年を経過した場合</p> <p>七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い）</p> <p>第89条 （略）</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 接続検討の回答日から1年を経過した場合 <u>（ただし、再エネ海域利用法第13条に規定する公募占有指針が定められた促進区域内海域に発電設備等を設置する系統連系希望者による接続検討の回答については、一般送配電事業者が選定事業者からの発電設備等に関する契約申込みを受け付けるまでの間又は第94条第5号の規定により暫定的に確保した送電系統の容量の全部若しくは一部を取り消すまでの間においては、この限りではない。）</u></p> <p>七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> |
| <p>（暫定的な容量確保の特例）</p> <p>第93条 （略）</p> <p>一 本機関から業務規程第64条の通知を受けた場合 当該通知の内容</p> <p>二 （略）</p> | <p>（暫定的な容量確保の特例）</p> <p>第93条 （略）</p> <p>一 本機関から業務規程第64条の通知を受けた場合 <u>及び第68条の2第1項の要請による同条第3項の通知を受けた場合</u> 当該通知の内容</p> <p>二 （略）</p> |
| <p>（送電系統の容量確保の取消し）</p> <p>第94条 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>五</u> （略）</p> | <p>（送電系統の容量確保の取消し）</p> <p>第94条 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p><u>五</u> <u>業務規程第68条の2第2項の要請による同条第3項の通知を受けた場合</u></p> <p><u>六</u> （略）</p> |
| <p>（発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い）</p> <p>第99条 （略）</p> <p>2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追</p> | <p>（発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い）</p> <p>第99条 （略）</p> <p>2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者 <u>又は国</u> に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策</p> |

| 変 更 前 (変更点到下線) | 変 更 後 (変更点到下線) |
|---|--|
| <p>加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> | <p>の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> |
| <p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第2項第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</u></p> |
| <p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、業務規程第81条第2項及び業務規程第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>一般送配電事業者が、業務規程第68条の2第1項の要請による同条第3項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</u></p> <p>2・3 (略)</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)</p> <p>第122条の4 (略)</p> <p>2 <u>一般送配電事業者は、前項の回答時に系統連系希望者に対し、第122条の9に定める保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</u></p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)</p> <p>第122条の4 (略)</p> <p>(削る)</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 (新設)</p> <p>1 <u>系統連系希望者は、第122条の7の規定により再接続検討を申込み場合は、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 <u>一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</u></p> <p>一 <u>第122条の4の規定により系統連系希望者(選定事業者を除く。)に対して回答をする場合</u></p> <p>二 <u>選定事業者が選定された場合</u></p> <p>2 <u>次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した場合で当該各号に掲げる場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u></p> <p>一 <u>系統連系希望者(選定事業者を除く。)</u> 第122条の7の規定による再接続検討を申込み場合</p> |

| 変更前（変更点に下線） | | | | | | 変更後（変更点に下線） | | | | | |
|---|-------------------|------------------|------------------|---------------------|---------------------|---|-------------------|------------------|------------------|---------------------|---------------------|
| （新設） 2・3 （略） | | | | | | 二 選定事業者 第123条の規定による契約申込みを行う場合 3・4 （略） | | | | | |
| （電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討） 第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要となる事項について検討を行う。 2 （略） 3 再接続検討における <u>系統連系希望者の</u> 工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。 | | | | | | （電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討） 第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要となる事項について検討を行う。 2 （略） 3 再接続検討における工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。 | | | | | |
| （電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付） 第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、 <u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、同条に規定する保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。</u> ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 （新設） （新設） | | | | | | （電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付） 第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、 <u>次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。</u> ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 一 <u>系統連系希望者（選定事業者を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合</u> 申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、同条に規定する保証金が入金されていること。 二 <u>選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合</u> 申込書類に必要事項が記載されていること、第122条の9に定める保証金が入金されていること（保証金が不要な場合を除く。）及び第111条第3項の規定により選定事業者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。 | | | | | |
| 2～4 （略） | | | | | | 2～4 （略） | | | | | |
| （本機関の系統アクセス業務等への協力） 第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条及び第90条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。 2 （略） | | | | | | （本機関の系統アクセス業務等への協力） 第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。 2 （略） | | | | | |
| 別表8-1 需要調達計画等の提出 | | | | | | 別表8-1 需要調達計画等の提出 | | | | | |
| 提出する計画 | 年間計画 （第1～第2年度） | 月間計画 （翌月、翌々月） | 週間計画 （翌週、翌々週） | 翌日計画 | 当日計画 （※1） | 提出する計画 | 年間計画 （第1～第2年度） | 月間計画 （翌月、翌々月） | 週間計画 （翌週、翌々週） | 翌日計画 | 当日計画 （※1） |
| 提出期限 | 毎年 10月末日 | 毎月1日 | 毎週火曜日 | 毎日 午前12時 （※2） | 30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前 | 提出期限 | 毎年 10月末日 | 毎月1日 | 毎週水曜日午前 10時 | 毎日 午前12時 （※2） | 30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前 |

| 変更前 (変更点に下線) | | | | | | 変更後 (変更点に下線) | | | | | | | |
|--------------|------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------|---------------|------|------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------|---------------|
| 提出内容 | 需要計画 | 各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値 | 各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値 | 日別の需要電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻 | 30分ごとの需要電力量 | 30分ごとの需要電力量 | 提出内容 | 需要計画 | 各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値 | 各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値 | 本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力 | 30分ごとの需要電力量 | 30分ごとの需要電力量 |
| | 調達計画 | 各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | 各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | 日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻 | 30分ごとの調達分の計画値 | 30分ごとの調達分の計画値 | | 調達計画 | 各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | 各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | 本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値 | 30分ごとの調達分の計画値 | 30分ごとの調達分の計画値 |
| | 販売計画 | 各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値 | 各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値 | 日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値と予想時刻 | 30分ごとの販売分の計画値 | 30分ごとの販売分の計画値 | | 販売計画 | 各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値 | 各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値 | 本機関が指定する2点の時刻の日別の販売分の計画値 | 30分ごとの販売分の計画値 | 30分ごとの販売分の計画値 |

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

| 別表8-2 発電販売計画等の提出 | | | | | | 別表8-2 発電販売計画等の提出 | | | | | | | |
|------------------|----------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|------------------------|------------------|----------------|---------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------|---------------|
| 提出する計画 | 年間計画 (第1～第2年度) | 月間計画 (翌月、翌々月) | 週間計画 (翌週、翌々週) | 翌日計画 | 当日計画 (※1) | 提出する計画 | 年間計画 (第1～第2年度) | 月間計画 (翌月、翌々月) | 週間計画 (翌週、翌々週) | 翌日計画 | 当日計画 (※1) | | |
| 提出期限 | 毎年10月末日 | 毎月1日 | 毎週火曜日 | 毎日午前12時 (※2) | 原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前 | 提出期限 | 毎年10月末日 | 毎月1日 | 毎週水曜日午前10時 | 毎日午前12時 (※2) | 原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前 | | |
| 提出内容 | 発電計画 | 各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力 | 各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力 | 日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力と予想時刻 | 30分ごとの供給電力量 | 30分ごとの供給電力量 | 提出内容 | 発電計画 | 各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力 | 各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力 | 本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力 | 30分ごとの供給電力量 | 30分ごとの供給電力量 |
| | 販売計画 | 各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値 | 各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値 | 日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻 | 30分ごとの販売分の計画値 | 30分ごとの販売分の計画値 | | 販売計画 | 各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値 | 各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値 | 本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力 | 30分ごとの販売分の計画値 | 30分ごとの販売分の計画値 |
| | 調達計画 | 各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | 各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | 日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻 | 30分ごとの調達分の計画値 | 30分ごとの調達分の計画値 | | 調達計画 | 各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | 各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | 本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値 | 30分ごとの調達分の計画値 | 30分ごとの調達分の計画値 |

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

| 変更前（変更点に下線） | | | | | | |
|------------------|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|--|------------------------|---------------|
| 別表８－３ 需要抑制計画等の提出 | | | | | | |
| 提出する計画 | 年間計画 （第１～第２年度） | 月間計画 （翌月、翌々月） | 週間計画 （翌週、翌々週） | 翌日計画 | 当日計画 （※１） | |
| 提出期限 | 毎年 １０月末日 | 毎月１日 | <u>毎週火曜日</u> | 毎日 午前１２時 （※２） | 原則、３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前 | |
| 提出内容 | 需要抑制計画 | 各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力 | 各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力 | <u>日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力と予想時刻</u> | ３０分ごとの需要抑制電力量 | ３０分ごとの需要抑制電力量 |
| | 販売計画 | 各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値 | 各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値 | <u>日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻</u> | ３０分ごとの販売分の計画値 | ３０分ごとの販売分の計画値 |
| | 調達計画 | 各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | 各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | <u>日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻</u> | ３０分ごとの調達分の計画値 | ３０分ごとの調達分の計画値 |
| | ベースライン | — | — | — | ３０分ごとの計画値 | ３０分ごとの計画値 |

（※１）翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

（※２）提出日が休業日の場合も含む。

| 変更後（変更点に下線） | | | | | | |
|------------------|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|------------------------|---------------|
| 別表８－３ 需要抑制計画等の提出 | | | | | | |
| 提出する計画 | 年間計画 （第１～第２年度） | 月間計画 （翌月、翌々月） | 週間計画 （翌週、翌々週） | 翌日計画 | 当日計画 （※１） | |
| 提出期限 | 毎年 １０月末日 | 毎月１日 | <u>毎週水曜日午前 １０時</u> | 毎日 午前１２時 （※２） | 原則、３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前 | |
| 提出内容 | 需要抑制計画 | 各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力 | 各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力 | <u>本機関が指定する２点の時刻の日別の需要抑制電力</u> | ３０分ごとの需要抑制電力量 | ３０分ごとの需要抑制電力量 |
| | 販売計画 | 各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値 | 各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値 | <u>本機関が指定する２点の時刻の日別の販売電力</u> | ３０分ごとの販売分の計画値 | ３０分ごとの販売分の計画値 |
| | 調達計画 | 各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | 各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値 | <u>本機関が指定する２点の時刻の日別の調達分の計画値</u> | ３０分ごとの調達分の計画値 | ３０分ごとの調達分の計画値 |
| | ベースライン | — | — | — | ３０分ごとの計画値 | ３０分ごとの計画値 |

（※１）翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

（※２）提出日が休業日の場合も含む。

| 別表８－４ 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出 | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|---------------|---------------|
| 提出する計画 | 年間計画 （第１～第２年度） | 月間計画 （翌月、翌々月） | 週間計画 （翌週、翌々週） | 翌日計画 | 当日計画 | |
| 提出期限 | 毎年 ３月２５日 | 毎月２５日 | 毎週木曜日 | 毎日 １７時３０分 （※） | <u>随時</u> | |
| 提出内容 | 供給区域 需要電力 | 各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値 | 各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値 | <u>日別の需要電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻</u> | 翌日の３０分毎の需要電力量 | 当日の３０分毎の需要電力量 |
| | | | | | | |

| 別表８－４ 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出 | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|----------------------|----------------------|------------------------------|----------------------------|----------------|
| 提出する計画 | 年間計画 （第１～第２年度） | 月間計画 （翌月、翌々月） | 週間計画 （翌週、翌々週） | 翌日計画 | 当日計画 | |
| 提出期限 | 毎年 ３月２５日 | 毎月２５日 | 毎週木曜日 | 毎日 １７時３０分 （※） | <u>３０分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</u> | |
| 提出内容 | 供給区域 需要電力 | 各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値 | 各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値 | <u>本機関が指定する２点の時刻の日別の需要電力</u> | 翌日の３０分ごとの需要電力量 | 当日の３０分ごとの需要電力量 |
| | | | | | | |

| 変 更 前 (変更点に下線) | | | | | | 変 更 後 (変更点に下線) | | | | | |
|----------------------|--------------|---|---|---|---|---|--------------|---|---|---|---|
| 供給 区域 供給 電力 | 需要電力に対する供給電力 | 需要電力に対する供給電力 | 需要電力に対する供給電力 | 需要電力に対する供給電力 | 需要電力に対する供給電力 | 供給 区域 供給 電力 | 需要電力に対する供給電力 | 需要電力に対する供給電力 | 需要電力に対する供給電力 | 需要電力に対する供給電力 | 需要電力に対する供給電力 |
| 供給 区域 予備力 | 需要電力に対する予備力 | 需要電力に対する予備力 | 需要電力に対する予備力 | 需要電力に対する予備力 | 需要電力に対する予備力 | 供給 区域 予備力 | 需要電力に対する予備力 | 需要電力に対する予備力 | 需要電力に対する予備力 | 需要電力に対する予備力 | 需要電力に対する予備力 |
| 供給 区域 調整力 | — | 需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ) | 需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ) | 需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ) | 需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ) | 供給 区域 調整力 | — | 需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ) | 需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ) | 需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ) | 需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ) |
| (※) 提出日が休業日の場合も含む。 | | | | | | (※) 提出日が休業日の場合も含む。 | | | | | |
| (新設) | | | | | | 附則(令和 年 月 日) (施行期日) <u>第1条</u> 本指針は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、別表8-1、別表8-2、別表8-3及び別表8-4は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 | | | | | |